

「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱いについて」（平成 17 年 6 月 2 日付け食安発 0602001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

別紙「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(作成日) 平成 17 年 6 月 2 日 (最終改正日) <u>平成 29 年 11 月 7 日</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1) マレーシアに輸出されるヒトの食用に供する動物の肉 <u>(牛肉を除く。)</u> 及び臓器 <u>(牛由来のものを除く。)</u> 並びにエビ、カニ及びそれらの加工品 (乾燥又は調味したものを除く。)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請 輸出者は、輸出の都度、個別食品 <u>ごと</u> に別紙様式 1 に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部 (局) 食品衛生担当課長又は保健所長宛て申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「NACCS」という。) による申請を行う場合にあつては、別添 1 によるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 発行の要件及び審査 発行申請を受理した都道府県等衛生主管部 (局) 食品衛生担当課長又は保健所長は、次に適合するか否か審査を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ都道府県等の担当職員が当該食品の調査を行うこと。なお、衛生証明書が発行される時点で、当該食品が国内に存在しない場合にあつては、衛生証明書の発行はできないこと。</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(作成日) 平成 17 年 6 月 2 日 (最終改正日) <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1) 対マレーシア輸出畜水産食品：マレーシアに輸出されるヒトの食用に供する動物の肉及び臓器並びにエビ、カニ及びそれらの加工品 (乾燥又は調味したものを除く。)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請 輸出者は、輸出の都度、個別食品 <u>毎</u> に別紙様式 1 に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部 (局) 食品衛生担当課長又は保健所長宛て申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「NACCS」という。) による申請を行う場合にあつては、別添 1 によるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 発行の要件及び審査 発行申請を受理した都道府県等衛生主管部 (局) 食品衛生担当課長又は保健所長は、次に適合するか否か審査を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 必要に応じ都道府県等の担当職員が当該食品の調査を行うこと。なお、衛生証明書が発行される時点で、当該食品が国内に存在しない場合にあつては、衛生証明書の発行はできないこと。<u>ただし、日本船籍を有する漁船等により日本国内を經由せず直接マレーシアに送付される場合にあつては、日本船籍を証明する書面を確認の上、衛生証明書を発行して差し支えない。</u></p> <p>(3) (略)</p>